

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則
北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

- (1) ノンステップバス(1,000万円控除)…………… 1
- (2) リフト付きバス(乗車定員30人以上)(650万円控除)…………… 2
- (3) リフト付きバス(乗車定員30人未満)(200万円控除)…………… 3
- (4) ユニバーサルデザインタクシー(100万円控除)…………… 4
- (5) A S V(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両)(8トン超22トン以下トラック)(350万円控除)…………… 5
- (6) A S V(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両)(22トン超トラック、13トン超けん引車)(350万円控除)…………… 6
- (7) A S V(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両)(5トン超12トン以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等)(350万円控除)…………… 7
- (8) A S V(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両)(12トン超かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等)(350万円控除)…………… 8

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第58条の7第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

第6条に次の1項を加える。

5 法第20条の4の規定により知事が徴収の囑託を受けた他の地方団体に係る地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下この項において「他の地方団体の徴収金」という。)の徴収については、当該他の地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所(以下「住所等」という。)又はその者の財産の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長が行うものとする。

第16条の3第3項中「住所、居所、家屋敷、事務所又は事業所(第23条において「住所等」という。)」を「住所等」に改める。

第58条の7第3項第2号中「又は相談支援事業」を「、一般相談支援事業又は特定相談支援事業」に改める。

附則第21項第3号中「事項」の次に「(同項第2号及び第3号に掲げる自動車にあっては、工に掲げる事項を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

工 乗車定員

附則第22項中「同項第3号ウ」の次に「及び工」を加える。

別記第61号様式の2(裏)記載要領4各号を次のように改める。